

は、男童をうつして角子カウシにゆはしめ、男にも應對をゆるし、事の輕便に玄たがひ玉ふゆゑにや、よしあるあたりにみゆ、されば此風下輩にうつらす、いとくめでたきふりにぞありける、

〔松屋筆記 六十七〕髪カミの貌

男女の童子が、年比トシヒに従て總角ソウカクとて、左右に角カクの如く舉て卷結マキムスなり、古くはこれを美豆羅ミトシラといひ、後ノチにピンヅピンヅともいへり、女は童放ワラハナリにもあれ、ウナキ放ウナキハナリにもあれ、年比トシヒに隨したがひて髻カマエ髪カミせし也、○中略

按に、雁馬樂ヤシマガクに角總カクソウの歌あり、神功紀カムヤマトキに、檀日浦タンニツにて、御髪ミカミを解とて海ウミに入いり洗あらひ給たまひて、占給ウラナふに、御髪ミカミ自みづか分わかれたるを、即分すなはれたるまゝに結むすて髻カマエとし給たまへるも、男子オトコの貌カモに出立い給たまひしなり、

〔松屋筆記 百十二〕女メの髪カミの貌

御先祖記ミソノサネノキ五の卷マキに、慶長十四年、島津家久シマヅノチカサダ、琉球リュウキウヲ責取ツクテ、琉球王リュウキウノミコヲ江戸へ連つテ來きル、誓願寺セキガンジヤニ宿とどマシテ、ナサス、琉球リュウキウノ小性コセイニ、思次郎オモツネノヂヤウ、思五郎オモイノヂヤウト云いテ、年十五六ノ美童ミドウ有あリ、ジャミセシ、上手也、此時マデ、日本ニッポンノ女メ、カミヲ結むすフニ、カラワヲチヒサクシテ、ヨク元結モトムスニテ結むす、其上カミノウヘヲフクサニテ包つつタルガ、琉球リュウキウノ髪カミノ結むすヤウヲ見みテヨリ、廣ひろキ帶オビヲジ、廣ひろモトユヒニテユヒテ、元結モトムスノハシヲマグル也、是ヨリタケナガノ紙カミモハジマル也云々、

〔歷世女裝考 三〕結むす髪カミしたる髪カミの形状カタチの考

古書コキヤクに結髪ムスカミとある註釋チュウシヤクに、髪カミをあげたる其髪カミの形状カタチはしかくなりと辨わたる物モノ、おのれ百樹○盤ハシラ瀬セが管見カンケンにはさらに見みあたらざるゆゑ、斯ごとくありけんと考かんへつれど、固淺學コウケンガクの陋說ロウセツ取とりたられども、姑なほくして諸賢シヨケンの教しやくを俟まち、○中略唐輪カラワといふ髻カマエの名ナ、日本紀ニッポンキに、角子カウシを男の子にいふ子あげまきからわと訓し、太平記テイヘキ抄セウ錄ロク、卷目マキメ、年十五六許トシヒなる小兒コエリの髪カミ唐輪カラワにあげたる、又東山殿前後トウサンテンノチノチの記録キョクどもにもからわといふ名ナみえたれど、皆男オトコの兒コのみにいへり、耳底記ミミソコキ、烏丸カラスノマル、光廣ミツヒロ、卿キミ、細川ホソガハ、元服ゲンボク以前の童コの髪カミは常に切事キリコトなし、長ながにあまるともも生なしおく也、是こゝを結むすぶ時は、髪カミの元もとを取揃とへ、頂上テイジョウのほどへ上あげ